

ウ 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

自動車事故対策センターの行う交通遺児等に対する生活資金の貸付け、交通遺児育英会の行う交通遺児修学援助事業、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業及び都道府県の行う高等学校交通遺児授業料減免事業に対する援助を行う。

また、自動車事故対策センターによる重度の後遺障害者に対する介護料の支給及び重度の後遺障害者の治療・養護を専門に行う療護センターの設置・運営等に対する援助措置の充実を図る。

8 科学技術の振興等

(1) 道路交通安全に関する研究開発の推進

交通事故は、人間の注意力、道路交通環境、車両の構造及び性能等の要素が相互に複雑に関連して発生すると考えられるので、それぞれの分野における研究開発及び各分野の協力による総合的な研究開発を一層推進する。この場合、実践的な運転者教育を効果的に行うためのドライビングシミュレータ、安全で円滑・快適な交通を実現するための情報収集提供装置、移動体衛星通信システムによる自動車との通信・測位技術等、最近における交通情勢の変化、科学技術の進歩等に対応した研究開発に重点を置く。

このため、交通の安全に関する研究開発を分担する国立試験研

究機関について、研究費の充実、研究設備の整備等を図るとともに、研究開発に関する総合調整の充実、試験研究機関相互の連絡協調の強化等を図る。また、交通の安全に関する研究開発を行っている大学、民間試験研究機関等との緊密な連携を図る。

さらに、交通の安全に関する研究開発の成果を交通安全施策に取り入れるとともに、民間に対する技術指導、資料の提供等によりその成果の普及を図る。

また、交通の安全に関する調査研究についての国際協力を一層推進する。

(2) 道路交通事故の総合的な調査研究の推進

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、交通事故に関係する各種統計等の充実を図るとともに、交通事故、道路、車両等の諸データの有機的結合を推進し、交通事故に関するデータ解析等統計分析の高度化を図る。また、工学、医学、心理学等の分野の専門家等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進する。